



欧州単一特許制度の最新情報

日欧産業協力センター、東京
2017年9月28日

新制度の開始

2014年1月1日

2015年末

2016年半ば

2017年12月

...?

2015年初頭

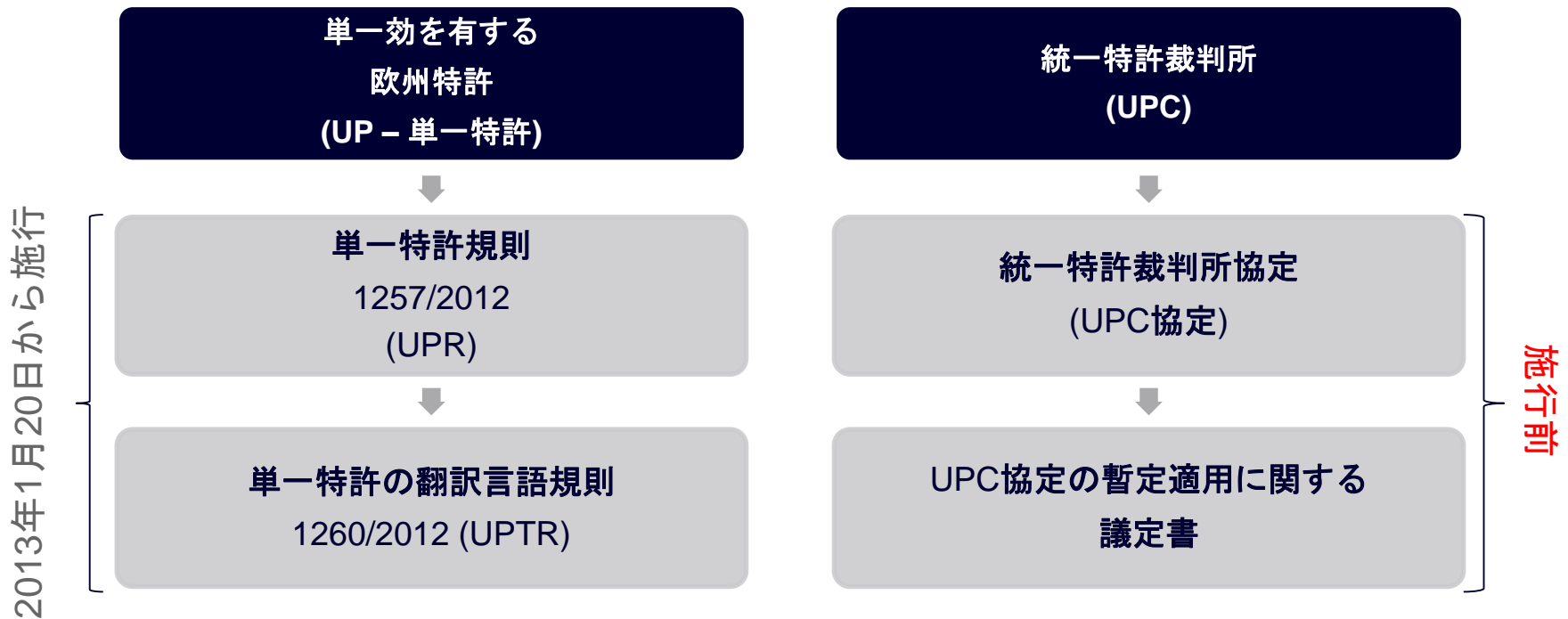
2016年初頭

2017年春

2018年第1四半期

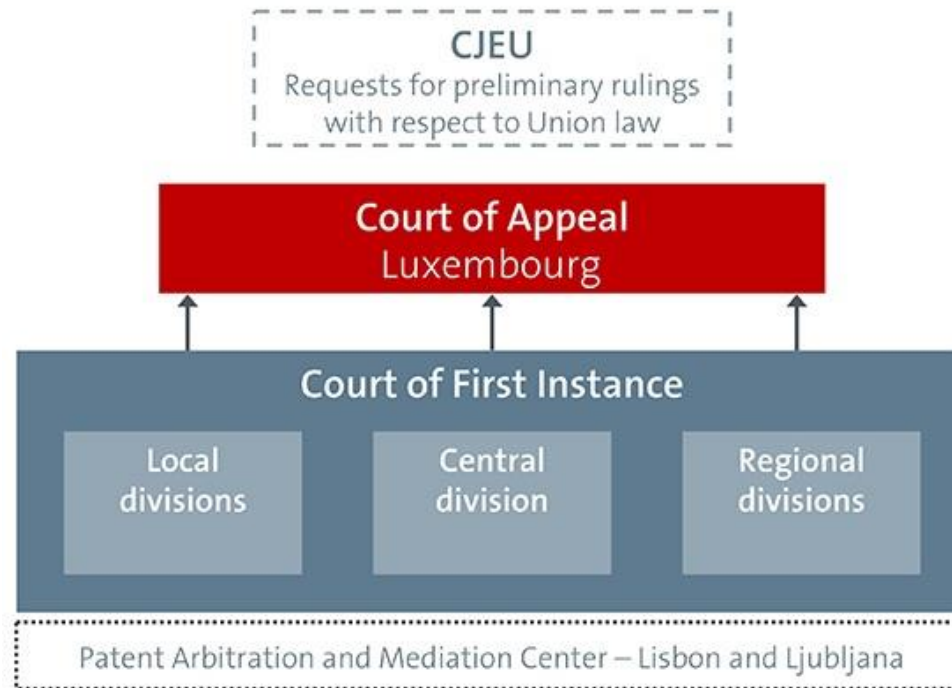
単一特許制度の概要

単一特許制度の概要



→ 新制度は、UPC協定が発効されてから

UPCの構造



出典: 欧州特許庁,
www.epo.org

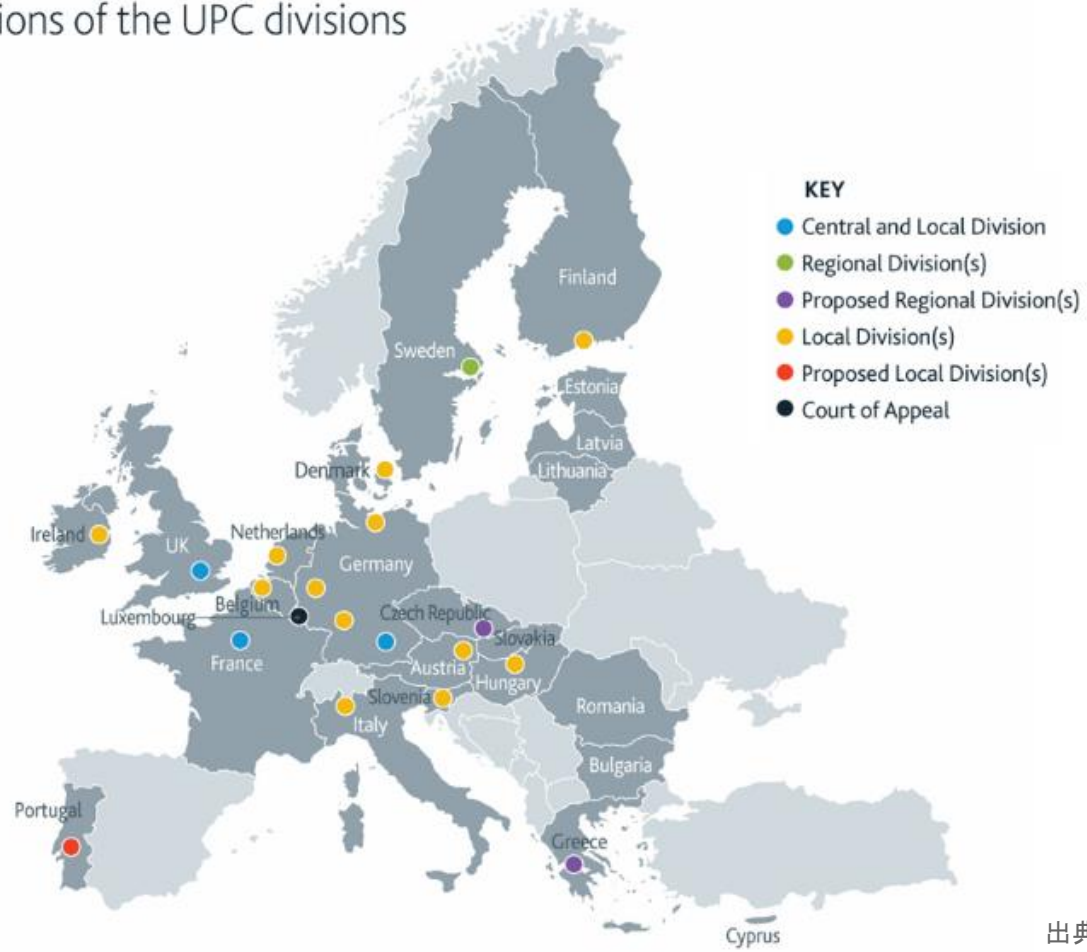
中央部は、パリ、ロンドン、ミュンヘン

地域部は、スウェーデン(北欧諸国、バルト海沿岸諸国)、ギリシア(欧州東南諸国)

地方部は、特にオーストリア、ベルギーフランス、ドイツ (4)、イタリア、オランダ、英国、...

UPCの構造

Predicted locations of the UPC divisions



出典: Pinsent Masons LLP,
eupatentsmatter.com

UPC協定の暫定適用

- **背景:**
 - UPC運用段階への円滑な移行
 - UPCの適正な機能を確保

- **段階的な導入:**
 - 1機関としてのUPCの確立
 - UPCの正式な統治機関の設立
 - 判事候補者とのインタビュー、任命の確認
 - 登録開始

- **サンライズ期間:**
 - UPC制度からのEPのオプト・アウト
 - 最低3ヶ月

UPCの現状

UPCの現状

■ UPC協定の批准

- 前提条件: „Big 3“ (英国、フランス、ドイツ)を含む、少なくとも13加盟国の批准
- 現状: 2017年8月末時点で、14加盟国が批准
- ただし:
 - 英国 批准していない („Brexit“)
 - ドイツ 批准していない (憲法裁判所における異議申立)
- 暫定適用に関する議定書の批准
- 前提条件: „Big 3“ (英国、フランス、ドイツ)を含む、少なくとも13加盟国の批准
- 現状: 2017年8月末時点で、10加盟国が批准
 - 英国 2017年7月に批准
- ただし:
 - ドイツ 批准していない (合憲性の問題)
 - さらに2加盟国が批准していない → まもなく批准 (たとえばマルタおよびブルガリア)

UPCの現状

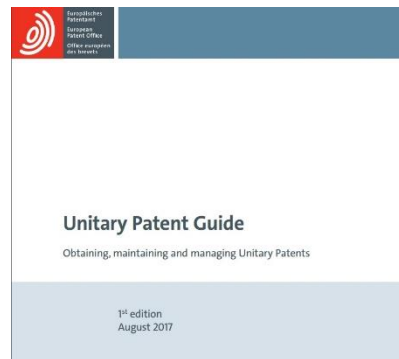
- **英国の状況**
 - 批准手続は 議会の夏休み後、„今年のできる限り早い機会に“延期される予定
 - 英国による批准手続の最終段階は、2017年晩秋になる見込み
 - 新たな政治的議論:英国はBrexit後もUPC制度に留まるのか?

- **ドイツの状況**
 - 2017年3月初旬に批准案は議会を通過
 - 2017年3月にドイツの弁護士が憲法裁判所に異議申立
 - ドイツ連邦憲法裁判所がその理由を検討するために時間が必要:
UPC協定の批准は、2017年6月から保留
裁判所は一定の法律的観点をECJ 提出する可能性あり(EU法との一貫性?)

新制度に対する準備

単一特許ガイド

- 欧州特許庁(EPO)は2017年8月に初めて‘公式’ガイドを公表
- EPO のウェブサイト www.epo.org で入手可能 → Law & practice → Unitary patent



- 権利化手続、維持、料金、移転 ... についての情報を含む
- → オプト・アウトに関する情報なし: ‘従来型’ の欧州特許に関するのみ

基本的な検討事項

- 単一特許制度に参加すべきか、参加せざるべきか？
- 準備すべきこと: 許可された欧州特許、係属中の欧州特許出願、目前の新たな発明、差し迫った特許係争案件は、今すぐ戦略的な検討事項に含めるべき
- すでに存在する欧州特許は自動的にUPC制度に組み込まれる:
 - オプト・アウト? (サンライズ期間)
 - 各国内における知財権を並存させるか?
 - 各国特許
 - 実用新案、たとえば分割出願として
 - ライセンスや共有関係を規定する契約書において明確な規定を検討

単一特許の特徴

- **長所:**
 - 有効な領域的保護範囲
 - 全域で一貫した権利行使
 - 管理費用の削減

- **短所:**
 - 全てのEU加盟国がこの制度に参加しているわけではない → 批准の状況に応じて単一特許の範囲が異なる
 - 裁判制度が新しく、未知である
 - ‘全域での統一的な取消’のリスク

- **費用面:**
 - 特許権の存続期間満了時に年金が高額になる可能性
 - 単一特許制度が存在しない国(ES, PL, CH, TR, ...) では、‘従来型’の欧州特許を有効化するために追加のコストが必要

単一特許の費用

年	単一特許		DE および FR		DE, FR, UK (EUR)		年
3	105	140	106	142	106	142	3
5	315	600	126	374	210	458	5
8	815	2.520	370	1.218	526	1.698	8
10	1.175	4.685	560	2.238	864	3.102	10
12	1.775	7.920	910	3.868	1.162	5.212	12
14	2.455	12.480	1.290	6.248	1.638	8.240	14
16	3.240	18.550	1.720	9.458	2.212	12.362	16
18	4.055	26.245	2.210	13.628	2.812	17.696	18
20	4.855	35.555	2.700	18.778	3.420	24.238	20

オプト・アウトの検討

- ‘従来型’の 欧州特許 (特許の束) の場合のみ、指定/有効化した全ての加盟国で可能
- 移行期間は7年 (+ 7年まで)、UPC協定第83条
- オプト・アウトの背景:

単一特許	欧州特許
UPC	UPC + 各国の裁判所

- 欧州特許: UPCおよび各加盟国が同時に管轄を有する
- UPCの権限をオプト・アウト (特許権の存続期間満了まで)
- 全域についてのみ可能
- 移行期間後はオプト・アウトの取り下げ(~ ‘オプト・イン’) も可能

オプト・アウトの検討

- 長所
 - オプト・アウトに料金は不要
 - 1 裁判所の決定によって全ての加盟国で欧州特許が無効にされることはない
 - 馴染みのある各加盟国の裁判所が引き続き管轄を有する
 - 欧州特許の権利行使が1裁判管轄のみであれば手続費用は低廉(裁判管轄次第)

- 短所
 - リスク: 1つの国で（第三者が）法的手続を開始したら‘オプト・イン’はできない
 - 2つ以上の裁判管轄で欧州特許の権利行使を行う場合には手続費用が高額になる
 - 管轄裁判所により判決が異なる場合、法的安定性が損なわれる
 - UPCにおける‘迅速な’最終決定(第2審の判決まで約2年半、侵害および有効性の判断を含む)の機会

ご静聴ありがとうございました!

ご質問は? – どうぞご連絡ください

プロイ・ボーリック&パートナー–デュッセルドルフ事務所



Dr. Christian Kau

email: cka@preubohlig.de

Couvenstrasse 4
Tel: +49 211 59 89 16 – 0
Fax: +49 211 59 89 16 – 22
D-40211 Dusseldorf

www.preubohlig.de